

証券コード 8218

平成27年6月5日

株 主 各 位

新潟市南区清水4501番地1

**株式会社 コメリ**

代表取締役社長 捧 雄一郎

### 第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後6時までには到着するようご返送いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |        |  |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 平成27年6月25日（木曜日）午前10時                                       |
| 2. 場 所 | 新潟市南区清水4501番地1<br>当社本店 大会議室（4階）<br>（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください） |

### 3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第54期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第54期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件  
**第2号議案** 取締役9名選任の件  
**第3号議案** 監査役3名選任の件  
**第4号議案** 退任取締役に対する創業者功労金贈呈の件

以 上

- 
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  2. 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結株主資本等変動計算書及び株主資本等変動計算書並びに連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス [http://www.komeri.bit.or.jp/ir/general\\_meeting/](http://www.komeri.bit.or.jp/ir/general_meeting/)）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。  
なお、監査役または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成する際に監査した連結計算書類及び計算書類は、本定時株主総会招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております連結株主資本等変動計算書及び株主資本等変動計算書並びに連結注記表及び個別注記表となります。
  3. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.komeri.bit.or.jp>）に掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による景気対策や日銀の金融緩和を背景に輸出型企業を中心として緩やかな回復基調となりました。一方で、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動や消費者物価の上昇による家計の圧迫等により、個人消費の低迷は、予想外に長引く状況となりました。

当連結会計年度の事業別業績は、以下のとおりです。

#### 【ホームセンター事業】

ホームセンター事業の業績は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により、日用消耗品を中心とした家庭用品、肥料・農薬等の農業用品、リフォーム工事や住宅設備機器等の販売が苦戦いたしました。また、原油価格の下落に伴い灯油の単価が値下りしたため、灯油の売上高は、前年を大きく下回りました。更に、天候不順の影響により、夏の日除け商品や扇風機、冬のストーブやファンヒーター等の季節商品の販売も苦戦いたしました。

一方、北海道への本格進出の第一歩として、大型店のパワー（以下、PW）を12月に苫小牧市、3月に砂川市にそれぞれ出店いたしました。両店舗ともに地域のお客様のご支持を賜わり、順調なスタートを切ることができました。

また、連結子会社(株)コメリキャピタルが平成22年4月より独自運営・発行を開始したコメリカードにつきましては、平成27年1月にそのカード会員数が100万人に達し、お客様の利便性、店舗での品揃えのための情報把握等に貢献しております。

更に、お客様がインターネットで注文した商品をご希望の店舗で受け取ることができる「取り置きサービス」を開始し、店舗とインターネットとの融合を図ってまいりました。

これらの、店舗網拡大、カード会員の増加、インターネット利用販売は、今後のより高度なオムニチャネルの構築に結びつくものです。

#### (出店・閉店の状況)

新規出店につきましては、PWを年間最多となる8店舗（上記の北海道2、青森県、新潟県、富山県、茨城県、奈良県、和歌山県）、ホームセンター（以下、HC）を4店舗（山形県、茨城県、滋賀県、福岡県）、ハードアンドグリーン（以下、HG）を1府10県下に15店舗、アテナ（以下、AT）を1店舗（群馬県）、合計で28店舗を開店いたしました。また、HG7店舗、AT2店舗を閉店し、HC2店舗（秋田県、三重県）をPWへ業態転換をいたしました。これらにより当連結会計年度末の店舗数は、PW38店舗、HC147店舗、HG970店舗、AT14店舗、合計で1,169店舗となりました。

#### (ホームセンター部門（商品部門別）の状況)

##### ・金物・資材・建材

駆け込み需要の反動により、リフォーム工事や住宅設備機器の販売は苦戦いたしましたが、建築資材や作業衣料・用品等は、底堅い動きとなりました。これにより売上高は、978億79百万円（前連結会計年度比96.0%）となりました。

##### ・園芸・農業用品

肥料・農薬の駆け込み需要の反動はありましたが、PB商品を中心としたガーデニング用品は、堅調に推移いたしました。これにより売上高は、693億78百万円（同96.1%）となりました。

##### ・家庭用品

日用消耗品、家電品を中心に駆け込み需要の反動が継続いたしました。これにより売上高は、745億16百万円（同93.2%）となりました。

##### ・オフィス・レジャー用品

家具・収納用品や自転車等の販売が苦戦いたしました。これにより売上高は、426億49百万円（同96.9%）となりました。

##### ・灯油他

灯油の売上高は、需要期となる12月以降の原油価格の下落により、販売単価が値下りしました。また、1月以降は、気温が高めに推移したため販売数量も低迷いたしました。これにより売上高は、159億38百万円（同77.5%）となりました。一方で、灯油の荒利率は、前連結会計年度比で大幅に改善いたしました。

## 商品部門別売上高

商品部門	平成26年3月期		平成27年3月期		
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	前連結会計 年度比 (%)
金物・資材・建材	101,939	32.0	97,879	32.6	96.0
園芸・農用品	72,196	22.6	69,378	23.1	96.1
家庭用品	79,985	25.1	74,516	24.8	93.2
オフィス・レジャー用品	44,023	13.8	42,649	14.2	96.9
灯油他	20,564	6.5	15,938	5.3	77.5
ホームセンター部門合計	318,708	100.0	300,361	100.0	94.2

## 出店の状況

	平成26年3月期	平成27年3月期
店舗数(店舗)	1,150	1,169
新規出店数(店舗)	28	28

### (その他部門の状況)

#### ・物流

北星産業(株)は、当社グループの物流拠点として、流通センターを運営しております。10月に北海道への店舗網の拡大を見据え、北海道苫小牧市に国内10箇所目となる「北海道流通センター」が稼働いたしました。

営業収益は、134億99百万円(前連結会計年度比99.2%)となりました。

#### ・情報

(株)ビット・エイは、各種情報処理及びコンピュータソフトウェアの開発を行っており、営業収益は、82億75百万円(同100.5%)となりました。

#### ・クレジットカード

(株)コメリキャピタルは、クレジットカード業務及びその付帯業務や保険代理店業務を行っております。前述のとおりコメリカード会員数は100万人を突破いたしました。会員数の増加等の要因により、営業収益は、28億25百万円(同117.6%)となりました。

### 【その他事業】

(株)ライフコメリは、LPガス、ガソリン、灯油及びその関連機器の販売を行っており、新潟県をベースに長野県にも営業拠点を拡大しております。

(株)ムービータイムは、書籍等の販売を行っております。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は、3,169億69百万円（前連結会計年度比94.5%）、営業利益は、161億8百万円（同79.6%）、経常利益は、155億15百万円（同79.1%）となりました。なお、固定資産の減損損失や税制改正に伴う法人税等の調整等があり、当期純利益は、71億71百万円（同67.8%）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきまして実施いたしました設備投資は、主としてPW 8店舗、HC 4店舗、HG15店舗、AT 1店舗の新規出店であり、その総額は168億11百万円であります。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、緩やかな景気回復の兆しが見えてきたものの、新興国の経済成長率の低下や世界各地における情勢不安等、国内経済に影響を及ぼす懸念材料は、依然として払拭されない状況であります。

小売業界におきましては、消費税率引き上げ後の影響は、徐々に収まっていくものと思われませんが本格的な個人消費の回復には、更なる時間を要するものと予想されます。また、円安の影響による輸入原材料価格の上昇に伴う費用や人件費等の増加による収益面への影響も懸念されます。

このような状況のもと、当社グループは、「お客様に良い商品をより安く提供する」という商いの原点に立ち、主力カテゴリーの「金物・資材・建材」と「園芸・農業用品」分野を中心として、更なる品揃えの拡充とご満足いただける価格の実現に努めてまいります。また、プロのお客様から一般のお客様までの幅広いニーズに対応すべく、商品知識及び販売体制の強化にも努めてまいります。

新規出店につきましては、PW 5店舗、HC 5店舗、HG20店舗、合計で30店舗を予定しております。

また、当社グループの成長戦略の実現のために、インターネットによる情報提供・商品販売やカードシステムによる上顧客プログラムの展開等、情報の収集・分析、より高度なシステムの構築及び広範な情報基盤の確立も進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第51期 (平成24年3月期)		第52期 (平成25年3月期)		第53期 (平成26年3月期)		第54期 (平成27年3月期)	
	金 額	比 率 (%)	金 額	比 率 (%)	金 額	比 率 (%)	金 額	比 率 (%)
営業収益(百万円)	312,017	100.0	319,245	100.0	335,567	100.0	316,969	100.0
営業利益(百万円)	20,226	6.5	19,178	6.0	20,246	6.0	16,108	5.1
経常利益(百万円)	19,617	6.3	18,570	5.8	19,626	5.8	15,515	4.9
当期純利益(百万円)	9,687	3.1	10,000	3.1	10,573	3.2	7,171	2.3
1株当たり 当期純利益(円)	190.78	—	196.94	—	208.22	—	141.44	—
総資産(百万円)	257,609	—	272,073	—	296,811	—	301,128	—
純資産(百万円)	116,787	—	125,432	—	133,822	—	139,137	—

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第51期 (平成24年3月期)		第52期 (平成25年3月期)		第53期 (平成26年3月期)		第54期 (平成27年3月期)	
	金 額	比 率 (%)	金 額	比 率 (%)	金 額	比 率 (%)	金 額	比 率 (%)
営業収益(百万円)	298,231	100.0	305,385	100.0	321,136	100.0	303,061	100.0
営業利益(百万円)	16,267	5.5	15,065	4.9	15,601	4.9	11,630	3.8
経常利益(百万円)	16,436	5.5	15,283	5.0	15,789	4.9	11,950	3.9
当期純利益(百万円)	8,131	2.7	8,293	2.7	8,481	2.6	5,164	1.7
1株当たり 当期純利益(円)	160.14	—	163.33	—	167.01	—	101.86	—
総資産(百万円)	241,481	—	253,558	—	277,687	—	281,948	—
純資産(百万円)	105,277	—	112,215	—	118,862	—	122,149	—

(6) 重要な子会社の状況（平成27年3月31日現在）

会 社 名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ライフコメリ	30	100.0	L P ガス、ガソリン、灯油及びそれらの関連機器の販売
北 星 産 業 株 式 会 社	336	100.0	商品配送管理業務
株式会社ムービータイム	248	100.0	書籍等の販売
株式会社ビット・エイ	50	100.0	各種情報処理及びコンピュータソフトウェアの開発
株式会社コメリキャピタル	450	100.0	クレジットカード業務及びその付帯業務並びに保険代理店業務

(注) 非連結子会社は、大連米利海辰商場有限公司、米利商品開発股份有限公司、上海米利貿易有限公司、株式会社アクア、株式会社アテナ、株式会社コメリクリエイトの6社であります。

(7) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは、当社及び子会社5社で構成されております。その事業は、住まいの分野を事業の中核と捉え、金物・工具・建築資材等のハードウェア商品と、園芸・植物・農業資材等のグリーン商品を主たる商材として、流通業を営んでおります。また、関連する商品の調達、物流、その他のサービス等をグループ一体となり展開しております。



## (8) 主要な営業拠点等 (平成27年3月31日現在)

会社名	区分	所在地	形態	拠点数
株式会社コメリ	本店	新潟県	ホームセンター	1,169店舗 (注) 都道府県別店舗数内訳は後記のとおり
	地区本部	新潟県、岩手県、福島県、群馬県、福井県、三重県、岡山県、福岡県、に各1箇所		
株式会社ライフコメリ	本店	新潟県	営業所	4拠点(新潟県3、長野県1)
北星産業株式会社	本店	新潟県	流通管理センター	1箇所(新潟県)
			流通センター	9箇所(北海道、岩手県、福島県、茨城県、群馬県、福井県、三重県、岡山県、福岡県に各1)
株式会社ムービータイム	本店	新潟県	店舗	12店舗(新潟県8、石川県1、三重県3)
株式会社ビット・エイ	本店	新潟県	事業所	2箇所(新潟県2)
株式会社コメリキャピタル	本店	新潟県	事業所	2箇所(新潟県1、東京都1)

(注) ホームセンター店舗の都道府県別店舗数内訳 (1,169店舗)

新潟県	89	北海道	4	青森県	19	岩手県	35
宮城県	35	秋田県	39	山形県	30	福島県	57
茨城県	41	栃木県	38	群馬県	39	埼玉県	33
千葉県	48	東京都	8	神奈川県	5	富山県	24
石川県	20	福井県	20	山梨県	19	長野県	50
岐阜県	39	静岡県	20	愛知県	8	三重県	45
滋賀県	27	京都府	18	大阪府	8	兵庫県	33
奈良県	13	和歌山県	20	鳥取県	12	島根県	8
岡山県	28	広島県	19	山口県	17	徳島県	17
香川県	10	愛媛県	10	高知県	11	福岡県	26
佐賀県	15	長崎県	16	熊本県	38	大分県	14
宮崎県	20	鹿児島県	24				

### (9) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

#### ① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
ホームセンター事業	4,490名	+23名
その他事業	57名	△4名
合計	4,547名	+19名

(注) 上記従業員のほかに、平成27年3月31日現在のパートタイマーは4,680名（前連結会計年度末比41名増）であります。なお、パートタイマーの員数については、1日8時間換算による月平均人員で算出しております。

#### ② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	3,788名	+4名	33歳8ヵ月	9年7ヵ月
女性	316名	+15名	28歳1ヵ月	6年0ヵ月
合計または平均	4,104名	+19名	33歳3ヵ月	9年3ヵ月

(注) 上記従業員のほかに、平成27年3月31日現在のパートタイマーは、3,964名（前事業年度末比14名増）であります。なお、パートタイマーの員数については、1日8時間換算による月平均人員で算出しております。

### (10) 主要な借入先（平成27年3月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	26,986
株式会社三菱東京UFJ銀行	17,700
株式会社第四銀行	17,320
農林中央金庫	8,282

## 2 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 131,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 54,409,168株  
 (3) 株主数 8,922名  
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株 式 会 社 米 利	13,734,642	27.2
捧 賢 一	2,717,585	5.4
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社 （ 信 託 口 9 ）	1,823,700	3.6
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	1,799,700	3.6
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,500,000	3.0
株 式 会 社 第 四 銀 行	1,325,373	2.6
有 限 会 社 さ さ げ	1,300,647	2.6
捧 欽 二	1,132,397	2.2
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 5 0 5 0 4 1	1,027,200	2.0
BNYML - NON TREATY ACCOUNT	1,024,300	2.0

(注) 1. 当社は、自己株式3,826,072株を保有しておりますが、上記大株主から除外しており  
 ます。

2. 持株比率は自己株式を除いて算出しております。

## 3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況（平成27年3月31日現在）

- ・新株予約権の数  
988個
- ・目的となる株式の種類及び数  
普通株式98,800株（新株予約権1個につき100株）

・当社役員の保有状況

	回次（行使価格）	行使期間	個数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第1回（1株当たり1円）	平成23年8月13日 ～平成53年8月12日	384 個	5名
	第2回（1株当たり1円）	平成24年7月12日 ～平成54年7月11日	231 個	7名
	第3回（1株当たり1円）	平成25年7月11日 ～平成55年7月10日	192 個	7名
	第4回（1株当たり1円）	平成26年7月16日 ～平成56年7月15日	181 個	9名

(注) 1. 権利行使についての主な条件

イ 各新株予約権1個の一部行使は認めない。

ロ 新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。

2. 取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

また、新株予約権者が以下のいずれかの事由に該当し、権利を行使し得なくなった場合、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 会社に重大な損害を与えた場合。

ロ 相続開始時に、新株予約権者が届け出た相続人が死亡している場合。

ハ 新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。

3. その他の条件

取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に当社従業員、当社子会社役員及び従業員に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成27年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	捧 賢 一	ファウンダー
代 表 取 締 役 社 長	捧 雄 一 郎	最高経営責任者(CEO)兼最高執行責任者(COO) 株式会社ライフコムリ代表取締役 北星産業株式会社代表取締役 株式会社ビット・エイ代表取締役 株式会社ムービータイム代表取締役 株式会社コムリキャピタル代表取締役 株式会社コムリクリエイト代表取締役 公益財団法人コムリ緑育成財団理事長 NPO法人コムリ災害対策センター理事長
常 務 取 締 役	板 垣 隆 義	常務執行役員店舗運営担当兼コンプライアンス担当
取 締 役	松 田 修 一	ウエルインベストメント株式会社社外取締役 株式会社ミログ情報サービス社外取締役 株式会社社民間資金等活用事業推進機構社外取締役
取 締 役	石 澤 登	執行役員人事部ゼネラルマネジャー 株式会社ビット・エイ常務取締役 株式会社コムリクリエイト代表取締役
取 締 役	青 木 衛	株式会社ムービータイム代表取締役
取 締 役	田 邊 正	執行役員商品担当兼パワー事業部ゼネラルマネジャー兼ア テーナ担当
取 締 役	早 川 博	執行役員経営企画室ゼネラルマネジャー兼関係会社 統括室ゼネラルマネジャー 会長付広報担当
取 締 役	鈴 木 勝 志	執行役員新事業推進室ゼネラルマネジャー兼ドット コム事業部ゼネラルマネジャー兼オペレーションサ ポート担当
取 締 役	保 坂 直 志	執行役員店舗企画部ゼネラルマネジャー
常 勤 監 査 役	住 吉 正 二 郎	北星産業株式会社監査役 株式会社ビット・エイ監査役
監 査 役	藤 田 善 六	弁護士 福田道路株式会社社外監査役 新潟縣信用組合監事
監 査 役	木 内 政 雄	株式会社U. P. n. P代表取締役
監 査 役	田 久 保 武 志	公認会計士 株式会社コムリキャピタル監査役

- (注) 1. 取締役 松田修一氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役 藤田善六、木内政雄及び田久保武志の各氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役 松田修一並びに監査役 木内政雄及び田久保武志の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 監査役 木内政雄及び田久保武志の両氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - ・監査役 木内政雄氏は、株式会社U. P. n. P代表取締役であり、会社経営に携わっております。
  - ・監査役 田久保武志氏は、公認会計士の資格を有しております。
5. 平成26年6月27日開催の第53回定時株主総会において、鈴木勝志及び保坂直志の両氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
6. 平成27年4月10日付で取締役 鈴木勝志氏の担当が、執行役員新事業推進室ゼネラルマネジャー兼ドットコム事業部ゼネラルマネジャー兼チェーンストア・オペレーションシステム改革推進部担当に変更しております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給員数	支給総額
取 締 役	10名	280百万円
監 査 役	4名	32百万円

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人部分の給与相当額は、総額55百万円であります。
2. 上記報酬等の額には、以下のものが含まれています。
    - ① 当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額50百万円
    - ② 取締役（社外取締役を除く）9名に対するいわゆる株式報酬型ストック・オプションとしての報酬額45百万円
  3. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は、年額400百万円であります。  
（平成18年6月29日開催の第45回定時株主総会決議）
  4. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は、年額60百万円であります。  
（平成18年6月29日開催の第45回定時株主総会決議）
  5. 株主総会の決議による取締役（社外取締役を除く）のストック・オプション報酬限度額は、年額150百万円であります。（平成23年6月24日開催の第50回定時株主総会決議）

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役 松田修一氏は、ウエルインベストメント株式会社社外取締役、株式会社ミロク情報サービス社外取締役及び株式会社民間資金等活用事業推進機構社外取締役であります。当社は、ウエルインベストメント株式会社、株式会社ミロク情報サービス及び株式会社民間資金等活用事業推進機構とは特別の関係はありません。
- ・監査役 藤田善六氏は、福田道路株式会社社外監査役及び新潟県信用組合監事であります。当社は、福田道路株式会社及び新潟県信用組合とは特別の関係はありません。  
また、当社は、同氏とは顧問契約は締結しておりませんが同氏に対して弁護士報酬を支払っております。その金額は年間100万円以下であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
- ・監査役 木内政雄氏は、株式会社U. P. n. P代表取締役であります。当社は、株式会社U. P. n. Pとは特別の関係はありません。
- ・監査役 田久保武志氏は、当社の連結子会社である株式会社コメリキャピタル監査役であります。

② 社外役員（注）の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	松 田 修 一	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し、長きにわたる大学教授の経験や起業家支援の経験を活かした専門的見地から発言を行っております。
社 外 監 査 役	藤 田 善 六	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し、また、監査役会12回のうち11回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
社 外 監 査 役	木 内 政 雄	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回すべてに出席し、また、監査役会12回のうち12回すべてに出席し、主に企業経営者としての幅広い視野と豊かな経験から発言を行っております。
社 外 監 査 役	田 久 保 武 志	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回すべてに出席し、また、監査役会12回のうち11回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、平成18年6月29日開催の第45回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役 松田修一並びに社外監査役 藤田善六、木内政雄及び田久保武志の各氏と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

（社外取締役の責任限定契約）

社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない等法令に定める要件に該当するときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する。

（社外監査役の責任限定契約）

社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない等法令に定める要件に該当するときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する。

④ 社外役員（注）の報酬等の総額

	員 数	報酬等の額	当 社 の 子 会 社 か ら の 役 員 報 酬 等
社外役員 <small>（注）</small> の報酬等の総額	4名	25百万円	—

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	44百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	44百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任及び会計監査人として適切に職務を遂行することが困難と認められる場合、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

## 6 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に関する基本方針につきまして、平成20年4月30日開催の取締役会で、一部改定の決議を行っております。

改定後の基本方針は、次の通りであります。

### 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社グループは、「企業は公器である」との基本理念及び「コメリグループ行動指針」に基づき、当社グループとご縁のある全てのステークホルダーに対して責任ある経営を実現し、長期的な企業価値の拡大を図るために努力する。そして、上場企業としての立場からは、株主の権利と利益を守るための健全な経営と、それを裏付ける経営監視機能及び適時適切な情報開示が最重要課題の一つであると認識する。



**(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

当社グループは、コンプライアンスの実践が経営の最重要課題の一つであることから、「コンプライアンス委員会」を設置する。当委員会は「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス委員会規程」に基づき、企業倫理、法令遵守のため、研修、指導を行う。また、コンプライアンスに反する違法行為等については、その事実を当社グループとして、速やかに認識し、違法行為等による危機を極小化するため「ヘルプライン」を設ける。また、内部監査機能として、「監査室」が各部門の業務遂行状況の監査を定期的実施し、業務改善の助言を行う。

**(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

情報の保存及び管理については、「情報セキュリティポリシー」、「文書管理規程」、「機密文書取扱規程」、「電子情報管理規程」に基づき、情報のセキュリティ、保存及び管理を行う。

**(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

会社の事業に関する各種リスクに対し、各部署がそれぞれ法令、規程に基づき対応を行う。また、業務の細目にわたって「業務マニュアル」を作成し、当該マニュアルの改訂、教育、監査を必要に応じ実施し、リスク回避に努める。特に、自然災害、不慮の事故等に関しては、「危機管理対策規程」に基づき、危機対策本部を設置し、迅速な対応を行う。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は、「職制および業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき職務の責任、権限を明確にし、その執行を行う。また、毎月1回、定期的に開催される取締役会のほか、各種会議体を設け、当社グループの全体の意思統一を図り、職務の執行が効率的に行われる体制を確保する。

**(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社グループは「コメリグループ行動指針」に基づき行動し、当社の「関係会社統括室」において、子会社の業務全般について管理を行う。また、当社の内部統制に関する諸規程はグループ全社を対象とし、共通の認識において行動する。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役の職務を補助するため、使用人を置くことを監査役が求めたときは、社内にて必要な体制を敷く。

**(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

上記使用人の取締役からの独立性を確保するため、同使用人の任命、評価等は監査役会と協議して行うものとする。

**(8) 取締役及び使用人が監査役または監査役会に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役及び使用人は、監査役と取締役とが、あらかじめ協議し定めた事項について監査役に報告する体制をとる。

**(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、取締役会をはじめとする重要会議への出席、取締役からの業務執行状況の聴取、重要な決裁書類等の閲覧等を通じ、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行について監査の実効性の確保を図るものとする。

**(10) 反社会的勢力排除に向けた考え方**

当社グループは、社会の秩序や市民生活の安全に脅威を与える反社会的勢力、組織または団体とは関わりを持たず、これらの圧力に対しては断固として対決し、これを排除する。

**(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、関係法令等に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

## **7 会社の支配に関する基本方針**

### **(1) 基本方針の内容の概要**

当社は、株式の大量買付けであっても、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社の企業価値の源泉は下記（2）に記載の通り、当社独自の経営ノウハウにあり、これが当社の株式の大量買付けを行う者に十分に理解されない場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることとなります。

そこで、当社は、当社株式に対する大量買付けが行われる場合、一定の手続きにより行われることが株主共同の利益に合致すると考え、事前の情報提供等に関する手続きを設定することといたしました。

## （2）基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

### ① 経営の基本方針

当社の経営理念は、「企業とは人々の幸せのために存在すべきものであり、それでこそ社会から支持され、存続することができる」という考えに根ざしており、これは創業以来不変のものであります。

上記経営理念に基づき、当社は、建築及び農業分野における旧来の流通機構を改革し、真のチェーンストア産業の確立を目指してまいります。

### ② 企業価値の源泉

上記基本方針に基づき、当社は、チェーンストアシステムの経営により、本来のホームセンターのあるべき姿を追求し、世の中の人々の豊かな暮らしを実現すべく、流通機構のイノベーションに取り組み、企業価値を向上させてまいりました。

当社は、圧倒的な品揃えで独自の専門店業態であるHG、豊富な品揃えで業務需要等にも対応できるHC、そして圧倒的な売場面積と品揃えでプロのお客様のご要望にもお応えできる大型店のPWを全国に展開しております。これらの業態を商圈の規模に応じ「船団方式」で出店することで、店舗網の拡大とドミナントエリアの形成に努めてまいりました。平成27年3月31日現在、PW38店舗、HC147店舗、HG970店舗、アテナ14店舗の合計で1,169店舗を全国に出店しております。

また、商品開発に関しましては、業界最多の標準化された店舗のマス目の力を活かすことで、原材料の段階から、加工・運搬・販売・消費に至るまでの全ての過程において、お客様の視点に立ったシステムの構築に努めてまいりました。特に、金物・資材・建材と園芸・農薬用品分野におきましては、旧来の流通機構を近代化することで、プロのお客様のご要望にお応えすべく価値ある商品をより廉価で提供できる仕組みを構築してまいりました。

そして、このような店舗や商品等を支えるものが、当社独自のインフラである物流システムと情報システムであります。これらのシステムを駆使することで、きめ細かな商品管理や店舗におけるローコストオペレーシ

ョンを実現してまいりました。更に「KOMERI.COM」によるインターネット事業の拡大や、「コメリリフォーム」によるリフォーム事業の展開により、様々なお客様の幅広いニーズにもお応えできる体制を整えてまいりました。

このように、当社は独自のインフラによる新たな流通機構の構築と多店舗出店を行うことで、業界最多の標準化された店舗のマス力を最大限に活かした経営を行っております。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、平成26年6月27日開催の第53回定時株主総会において「当社株式大量取得行為への対応策（買収防衛策）」（以下、本プラン）の承認をいただいております。本プランは、有事の際に対抗措置（新株予約権の無償割当ての実施）を発動する事前警告型のプランです。具体的には、以下のような内容を有しております。

- ① 当社が発行する株式等について、20%以上の買付け等を行うことを希望する買付者等は、予め買付け内容等の検討に必要な情報等を当社に提出していただきます。
- ② 新株予約権の無償割当ての実施・不実施や取得等につき、取締役会の恣意的判断を排するために、取締役会から独立した組織である特別委員会が設置されます。  
特別委員会は、買付者等から提出していただいた情報を精査し、追加的に情報提供を求めたり、当社取締役会に対して、当該買付け行為に対する意見及びその根拠資料、代替案等を求めることがあります。
- ③ 特別委員会は、買付者等や当社取締役会から情報・資料を受領した後、必要に応じ、外部専門家等の助言を得た上、買付者等の買付け内容、当社取締役会の提示した代替案等について、評価・検討し、当社取締役会に対抗措置の発動の要否を勧告します。
- ④ 当社取締役会は、特別委員会の判断を得た上、買付者等が、当社の一定の手続きを遵守しない場合や当該買付け行為が当社の企業価値や株主共同の利益を著しく損なう等と認められる場合に、新株予約権の無償割当ての実施を決議します。
- ⑤ 対抗措置として、新株予約権を割当てる場合には、当該新株予約権に買付者等による権利行使は認められないという行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されています。

(4) 上記(3)が基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことについての判断とその理由

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足し、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されております。

② 株主意思の重視

本プランは、平成19年6月28日開催の第46回定時株主総会において株主の皆様のご承認の下に導入され、平成21年6月26日開催の第48回定時株主総会、平成23年6月24日開催の第50回定時株主総会および平成26年6月27日開催の第53回定時株主総会において、実質的同一内容で継続することのご承認を得ております。

また、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の定時株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合や、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、本プランの導入及び廃止は、株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

③ 特別委員会の設置と情報公開

当社は、取締役の恣意的判断を排するため、本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置いたします。特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができ、判断の公正さ・客観性がより強く担保されております。

また、その判断の内容等につきましては、情報開示を行い、本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

④ 対抗措置を発動する要件の設定

本プランは、対抗措置の発動に関して、合理的な客観的要件を定めており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

## 8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、企業価値の向上による株主利益の増大を最重要課題として位置付けております。利益配分につきましては、経営基盤や財務体質の強化を図りつつ、安定的な配当の継続的实施を目指しております。

内部留保資金は、新店投資資金や、既存店舗をより活性化するための増床・改装に効率的に充て、売上高の拡大及び株主資本利益率の一層の向上により、長期的・総合的視点から株主利益の増大を図ってまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、平成27年5月19日開催の取締役会決議により、1株当たり18円（支払開始日：平成27年6月26日）とさせていただきます。また、すでに、中間配当金1株当たり18円を実施いたしておりますので、当事業年度の年間配当金は1株当たり36円となります。

また、次期の配当金につきましては、中間配当金1株当たり18円、期末配当金1株当たり18円の年間配当金1株当たり36円を予定しております。

なお、当社は、平成25年6月21日開催の第52回定時株主総会において、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を株主総会によらず取締役会の決議によって定める旨の定款変更を行っております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率等の表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>133,847</b>	<b>流動負債</b>	<b>107,006</b>
現金及び預金	9,310	支払手形及び買掛金	45,849
受取手形及び売掛金	11,271	短期借入金	29,700
有価証券	4	1年内返済予定長期借入金	8,841
商品及び製品	103,736	リース債務	1,924
原材料及び貯蔵品	173	未払金	8,297
前払費用	1,667	未払費用	231
繰延税金資産	1,649	未払法人税等	2,243
その他	6,235	未払消費税等	2,236
貸倒引当金	△199	賞与引当金	1,939
<b>固定資産</b>	<b>167,280</b>	役員賞与引当金	50
<b>有形固定資産</b>	<b>142,869</b>	役員退職慰労引当金	1,301
建物及び構築物	100,196	店舗閉鎖損失引当金	98
機械装置及び運搬具	3,836	ポイント引当金	779
土地	29,196	災害損失引当金	1
リース資産	5,710	設備関係支払手形	1,583
建設仮勘定	1,671	その他	1,927
その他	2,257	<b>固定負債</b>	<b>54,984</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>7,084</b>	長期借入金	36,214
借地権	4,682	リース債務	4,545
その他	2,402	繰延税金負債	173
投資その他の資産	17,326	役員退職慰労引当金	180
投資有価証券	546	退職給付に係る負債	7,617
長期前払費用	887	資産除去債務	4,287
繰延税金資産	5,875	預り保証金	1,677
敷金及び保証金	9,142	その他	288
その他	904	<b>負債合計</b>	<b>161,990</b>
貸倒引当金	△30	<b>純資産の部</b>	
<b>資産合計</b>	<b>301,128</b>	<b>株主資本</b>	<b>138,793</b>
		資本金	18,802
		資本剰余金	25,260
		利益剰余金	104,025
		自己株式	△9,294
		その他の包括利益累計額	134
		その他有価証券評価差額金	126
		繰延ヘッジ損益	336
		退職給付に係る調整累計額	△328
		<b>新株予約権</b>	<b>209</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>139,137</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>301,128</b>		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		306,370
売 上 原 価		207,222
売 上 総 利 益		99,148
営 業 収 入		10,598
営 業 総 利 益		109,747
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		93,638
営 業 利 益		16,108
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	39	
受 取 保 険 金	51	
受 取 補 償 金	82	
原 子 力 立 地 給 付 金	47	
そ の 他	185	407
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	457	
為 替 差 損	404	
そ の 他	139	1,001
経 常 利 益		15,515
特 別 利 益		
受 取 補 償 金	320	
補 助 金 収 入	90	411
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	518	
減 損 損 失	2,748	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入 額	520	
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	90	3,877
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		12,049
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,479	
法 人 税 等 調 整 額	△601	4,877
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		7,171
当 期 純 利 益		7,171

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>124,139</b>	<b>流動負債</b>	<b>106,171</b>
現金及び預金	7,663	支払手形	4,690
売掛金	5,097	買掛金	38,800
有価証券	4	短期借入金	32,800
商品及び製品	102,041	1年内返済予定長期借入金	8,224
材料及び貯蔵品	145	リース負債	1,919
前払費用	1,532	未払金	9,426
繰延税金資産	1,455	未払法人税等	1,469
関係会社短期貸付金	2,927	前払消費税	1,733
未収入金	2,591	前受り	1,163
その他の他	706	預賞引当金	514
貸倒引当金	△25	役員賞与引当金	1,677
<b>固定資産</b>	<b>157,808</b>	役員退職慰労引当金	50
<b>有形固定資産</b>	<b>124,100</b>	役員退職慰労引当金	1,301
建物	79,619	店舗閉鎖損失引当金	94
構築物	9,782	ポイソン引当金	779
機械装置	2,087	災害損失引当金	1
車両運搬具	0	資産除去債	18
器具備品	1,230	設備関係支払手形	1,488
土地	24,002	その他	19
リース資産	5,705	<b>固定負債</b>	<b>53,627</b>
建設仮勘定	1,671	長期借入金	36,189
<b>無形固定資産</b>	<b>4,691</b>	リース負債	4,543
借地権	4,491	退職給付引当金	6,796
その他	200	役員退職慰労引当金	180
<b>投資その他の資産</b>	<b>29,016</b>	資産除去債	4,018
投資有価証券	498	預り保証	1,612
関係会社株式	1,220	その他	288
関係会社出資金	267	<b>負債合計</b>	<b>159,798</b>
長期貸付金	112	<b>純資産の部</b>	
関係会社長期貸付金	11,532	株主資本	121,477
長期前払費用	844	本株資本	18,802
繰延税金資産	5,120	本株剰余金	29,855
差入保証金	3,306	本株準備金	29,855
敷金の他	5,576	その他資本剰余金	0
貸倒引当金	△47	利益剰余金	82,113
<b>資産合計</b>	<b>281,948</b>	利益準備金	1,024
		その他利益剰余金	81,089
		固定資産圧縮積立金	95
		特別償却準備金	1,476
		別途積立金	74,000
		繰越利益剰余金	5,516
		<b>自己株式</b>	<b>△9,294</b>
		評価・換算差額等	463
		その他有価証券評価差額金	126
		繰延ヘッジ損益	336
		新株予約権	209
		<b>純資産合計</b>	<b>122,149</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>281,948</b>		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		300,376
売 上 原 価		210,378
売 上 総 利 益		89,998
営 業 収 入		2,684
営 業 総 利 益		92,683
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		81,052
営 業 利 益		11,630
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	904	
そ の 他	414	1,318
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	455	
為 替 差 損	405	
そ の 他	137	998
経 常 利 益		11,950
特 別 利 益		
受 取 補 償 金	320	
補 助 金 収 入	46	367
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	510	
減 損 損 失	2,739	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入 額	520	
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	90	3,859
税 引 前 当 期 純 利 益		8,457
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,982	
法 人 税 等 調 整 額	△688	3,293
当 期 純 利 益		5,164

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

株式会社 コ メ リ  
取 締 役 会 御 中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北 方 宏 樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白 井 正 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	若 松 大 輔 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コメリの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コメリ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

株式会社 コ メ リ  
取 締 役 会 御 中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北 方 宏 樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白 井 正 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	若 松 大 輔 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コメリの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月19日

株式会社コメリ監査役会

常勤監査役	住吉	正二郎	Ⓢ
社外監査役	藤田	善六	Ⓢ
社外監査役	木内	政雄	Ⓢ
社外監査役	田久保	武志	Ⓢ

以上



# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1 提案の理由

当社定款におきましては、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、第27条（取締役の責任免除）及び第35条（監査役の責任免除）を規定しております。

今般、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が施行され、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が拡大されたことに伴い、定款第27条及び第35条の規定をそれぞれ変更するものであります。

なお、定款第27条の変更に關しましては、各監査役の同意を得ております。

### 2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（取締役の責任免除） 第27条 （条文省略）</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>（取締役の責任免除） 第27条 （現行どおり）</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>（監査役の責任免除） 第35条 （条文省略）</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>（監査役の責任免除） 第35条 （現行どおり）</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

## 第2号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役全員（10名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、更なる経営体制並びにコーポレートガバナンス強化を図るため、社外取締役を1名増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ささげ ゆういちろう 捧 雄一郎 (昭和31年5月20日)	<p>昭和63年4月 当社入社</p> <p>平成4年6月 当社取締役流通システム企画担当部長</p> <p>平成6年9月 当社取締役パワー上越店店長</p> <p>平成8年3月 当社常務取締役総合企画室室長</p> <p>平成9年2月 当社常務取締役商品部長</p> <p>平成13年2月 当社専務取締役営業本部長</p> <p>平成14年6月 当社取締役副社長営業本部長</p> <p>平成15年6月 当社代表取締役社長・COO</p> <p>平成26年6月 当社代表取締役社長・CEO兼COO (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>北星産業株式会社代表取締役</p> <p>株式会社ライフコメリ代表取締役</p> <p>株式会社ムービータイム代表取締役</p> <p>株式会社ビット・エイ代表取締役</p> <p>株式会社コメリキャピタル代表取締役</p> <p>株式会社コメリクリエイイト代表取締役</p> <p>公益財団法人コメリ緑育成財団理事長</p> <p>NPO法人コメリ災害対策センター理事長</p>	700,030株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	いたがき たかよし 板垣 隆義 (昭和27年2月12日)	昭和52年2月 当社入社 平成元年6月 当社取締役人事教育部長 平成2年6月 当社取締役経理部長 平成5年1月 当社取締役能力開発室室長 平成9年6月 当社常務取締役人事部長 平成10年1月 当社常務取締役営業本部商品部長 平成13年8月 当社常務取締役営業本部関西地区本部長 平成15年6月 当社常務取締役常務執行役員地区本部統括担当兼新潟地区本部ゾーンマネジャー兼消費者室ゼネラルマネジャー 平成18年11月 当社常務取締役常務執行役員新潟地区本部ゾーンマネジャー兼消費者室ゼネラルマネジャー兼コンプライアンス担当 平成20年7月 当社常務取締役常務執行役員開発・建設本部長兼コンプライアンス担当 平成22年11月 当社常務取締役常務執行役員経営企画室ゼネラルマネジャー兼経理統括兼コンプライアンス担当 平成23年6月 当社常務取締役常務執行役員経営企画室ゼネラルマネジャー兼財務・経理統括兼コンプライアンス担当 平成26年3月 当社常務取締役常務執行役員店舗運営担当兼コンプライアンス担当(現任)	49,708株
3	いしざわ のぼる 石澤 登 (昭和33年1月5日)	昭和55年3月 当社入社 平成13年5月 当社業務改革推進室室長 平成15年6月 当社執行役員業務改革推進室ゼネラルマネジャー 平成19年6月 当社取締役執行役員業務改革推進室ゼネラルマネジャー 平成20年7月 当社取締役執行役員人事部ゼネラルマネジャー(現任)  (重要な兼職の状況) 株式会社ビット・エイ常務取締役 株式会社コメリクリエイト代表取締役	10,632株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	まつだ しゅういち 松田 修一 (昭和18年10月1日)	<p>昭和61年4月 早稲田大学システム科学研究所助教 教授</p> <p>平成3年4月 早稲田大学システム科学研究所教授</p> <p>平成9年4月 早稲田大学大学院アジア太平洋研究 科MBA担当教授</p> <p>平成12年6月 当社取締役(現任)</p> <p>平成19年4月 早稲田大学大学院商学研究科MOT 担当教授</p> <p>平成24年4月 早稲田大学名誉教授(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>ウエルインベストメント株式会社社外取締役</p> <p>株式会社ミロク情報サービス社外取締役</p> <p>株式会社民間資金等活用事業推進機構社外取締役</p>	4,300株
5	※ きうち まさお 木内 政雄 (昭和19年7月25日)	<p>昭和43年4月 株式会社西友ストア(現合同会社西 友)入社</p> <p>平成5年3月 株式会社良品計画代表取締役社長</p> <p>平成9年8月 同社取締役会長(平成17年5月退任)</p> <p>株式会社西友 代表取締役副社長</p> <p>平成13年2月 株式会社西友代表取締役社長</p> <p>平成15年5月 同社取締役兼代表執行役CEO(平 成17年12月取締役退任)</p> <p>平成19年7月 株式会社U. P. n. P代表取締役(現 任)</p> <p>平成22年7月 株式会社インファーマシーズ社外 取締役(平成26年7月退任)</p> <p>平成23年6月 当社監査役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社U. P. n. P代表取締役</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	たなべ ただし 田邊 正 (昭和33年9月1日)	昭和56年3月 当社入社 平成14年3月 当社建設リフォーム部長 平成15年12月 当社商品部ゼネラルマネジャー 平成17年5月 当社SCM部ゼネラルマネジャー 平成17年9月 当社新潟地区本部ゾーンマネジャー 平成21年6月 当社執行役員インテリア商品部ゼネラルマネジャー兼国際室ゼネラルマネジャー 平成22年1月 当社執行役員商品本部長兼パワー事業部ゼネラルマネジャー兼国際室ゼネラルマネジャー兼アテナー担当 平成24年6月 当社取締役執行役員商品本部長兼パワー事業部ゼネラルマネジャー兼国際室ゼネラルマネジャー兼アテナー担当 平成26年3月 当社取締役執行役員商品担当兼パワー事業部ゼネラルマネジャー兼アテナー担当(現任)	6,218株
7	はやかわ ひろし 早川 博 (昭和38年8月22日)	昭和60年8月 当社入社 平成18年4月 当社秘書室ゼネラルマネジャー 平成23年1月 当社執行役員秘書室ゼネラルマネジャー 平成24年6月 当社取締役執行役員秘書室ゼネラルマネジャー 平成25年6月 当社取締役執行役員秘書室ゼネラルマネジャー兼関係会社統括室ゼネラルマネジャー 平成26年3月 当社取締役執行役員経営企画室ゼネラルマネジャー兼関係会社統括室ゼネラルマネジャー 会長付広報担当(現任)	8,932株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	すずき かつし 鈴木 勝志 (昭和39年6月23日)	<p>昭和63年3月 当社入社</p> <p>平成14年4月 当社ドットコム事業部ゼネラルマネジャー</p> <p>平成24年6月 当社執行役員新事業推進室ゼネラルマネジャー兼ドットコム事業部ゼネラルマネジャー</p> <p>平成26年3月 当社執行役員新事業推進室ゼネラルマネジャー兼ドットコム事業部ゼネラルマネジャー兼オペレーションサポート担当</p> <p>平成26年6月 当社取締役執行役員新事業推進室ゼネラルマネジャー兼ドットコム事業部ゼネラルマネジャー兼オペレーションサポート担当</p> <p>平成27年4月 当社取締役執行役員新事業推進室ゼネラルマネジャー兼ドットコム事業部ゼネラルマネジャー兼チェンストア・オペレーションシステム改革推進部担当（現任）</p>	1,600株
9	ほさか なおし 保坂 直志 (昭和44年2月28日)	<p>平成6年3月 当社入社</p> <p>平成21年4月 当社店舗企画部ゼネラルマネジャー</p> <p>平成24年6月 当社執行役員店舗企画部ゼネラルマネジャー</p> <p>平成26年6月 当社取締役執行役員店舗企画部ゼネラルマネジャー（現任）</p>	2,100株

(注) 1 ※印は、新任取締役候補者であります。

2 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3 松田修一及び木内政雄の両氏は社外取締役候補者であります。

(1) 松田修一氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、長きにわたる大学教授としての専門知識と、幅広い視野及び豊かな経験を活かして、当社の経営上の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって15年となります。

(2) 木内政雄氏は、企業経営者としての幅広い視野と豊かな経験を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって4年でありませぬ。

- 4 当社は、松田修一氏の再任が承認された場合、同氏と責任限定契約を継続する予定であり、また木内政雄氏の選任が承認された場合、同氏と責任限定契約を締結する予定であり、その内容の概要は、次のとおりであります。

(責任限定契約の内容の概要)

会社法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合等法令に定める要件に該当するときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負担する。

なお、「第1号議案 定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で責任限定契約を締結することができることとなります。

- 5 松田修一氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 6 現在、社外監査役である木内政雄氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりますが、今回の取締役選任にあたり、改めて同氏を社外取締役である独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- 7 上記各候補者の略歴等は、平成27年5月19日現在のものです。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

現在の監査役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	すみよし しょうじろう 住吉正二郎 (昭和22年12月4日)	<p>平成14年6月 当社入社 平成14年6月 当社取締役店舗企画部ゼネラルマネジャー 平成15年6月 当社執行役員福島地区本部ゾーンマネジャー 平成20年7月 当社執行役員新潟地区本部ゾーンマネジャー兼お客様相談室ゼネラルマネジャー 平成21年3月 当社執行役員商品本部長 平成21年6月 当社取締役執行役員商品本部長 平成22年1月 当社取締役執行役員新潟地区本部ゾーンマネジャー兼品質管理室ゼネラルマネジャー兼お客様相談室ゼネラルマネジャー 平成24年4月 当社取締役執行役員社長付現場力強化担当 平成24年6月 当社監査役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 北星産業株式会社監査役 株式会社ビット・エイ 監査役</p>	5,500株
2	ふじた ぜんろく 藤田善六 (昭和23年4月12日)	<p>昭和55年4月 弁護士登録 昭和60年6月 藤田法律事務所開設 現在に至る 平成2年4月 新潟県弁護士会副会長 平成12年6月 当社監査役（現任） 平成15年4月 新潟県弁護士会副会長 平成19年4月 新潟県弁護士会会長 平成23年4月 日本弁護士連合会副会長 平成27年4月 関東弁護士会連合会理事長（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 福田道路株式会社社外監査役 新潟県信用組合監事</p>	3,300株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	たくぼ たけし 田久保 武志 (昭和32年3月14日)	昭和53年10月 プライスウォーターハウス会計事務所入所 昭和59年8月 公認会計士登録 昭和59年8月 田久保会計事務所開設 現在に至る 平成22年6月 当社監査役(現任)  (重要な兼職の状況) 株式会社コメリキャピタル監査役	一株

(注) 1 各候補者と当社の間には、特別な利害関係はありません。

2 藤田善六及び田久保武志の両氏は社外監査役候補者であります。

(1) 藤田善六氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての法的な専門知識と経験を当社の監査に反映していただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって15年であります。

また、当社は、同氏とは顧問契約は締結しておりませんが同氏に対して弁護士報酬を支払っております。その金額は年間100万円以下であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

(2) 田久保武志氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士として豊富な実務経験に基づく財務及び会計に関する幅広い見識を当社の監査に反映していただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって5年であります。

3 藤田善六及び田久保武志の両氏の再任が承認された場合、当社は、両氏と責任限定契約を継続する予定であり、その契約の内容の概要は、次のとおりであります。

(責任限定契約の内容の概要)

会社法第423条第1項の責任について、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合等法令に定める要件に該当するときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負担する。

また、住吉正二郎氏の再任が承認された場合、当社は、「第1号議案 定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、同氏と責任限定契約を締結する予定であり、その契約内容の概要は、次のとおりであります。

(責任限定契約の内容の概要)

会社法第423条第1項の責任について、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合等法令に定める要件に該当するときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負担する。

4 田久保武志氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5 藤田善六氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

6 上記各候補者の略歴等は、平成27年5月19日現在のものであります。

#### 第4号議案 退任取締役に対する創業者功労金贈呈の件

当社創業者 捧賢一氏は、本総会の終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます。同氏は、創業以来53年間、ホームセンター業界参入より38年間の長きにわたり代表取締役及び取締役として事業の発展を推し進め、当社をホームセンター業界トップ水準の企業に発展させてまいりました。

つきましては、在任中の功労に報いるため、創業者功労金として520百万円を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その贈呈の時期及び方法等につきましては、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

創業者功労金贈呈の対象となる退任予定取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
ささげ けん いち 捧 賢 一	昭和37年7月 当社設立 取締役 昭和54年8月 当社代表取締役社長 平成15年6月 当社代表取締役会長・CEO 平成26年6月 当社取締役会長フェウンダー 現在に至る

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines spaced evenly down the page.

## 株主総会会場ご案内図

株式会社コメリ本店 大会議室（4階）

新潟市南区清水4501番地1

電話（025）371-4111(代)



### 交通のご案内

#### 上越新幹線ご利用の場合

当日は、燕三条駅（三条口側）出口から送迎車をご利用いただけます。

乗車場所は係員がご案内いたします。

運行時間：9時10分発、9時30分発の2便で運行いたします。

#### お車でお越しの場合

北陸自動車道 三条燕インターより新潟方面へ車で約15分

巻潟東インターより加茂方面へ車で約15分